

自由貿易協定における履行確保手続の発展

—米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の労働・環境を題材として—^{*1*2}

太田代 身生^{*3}
秋山 公平^{*3}

要 約

米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の発効から3年が経過した。同協定は、米国バイデン政権が掲げる「労働者中心の貿易政策」の一丁目一番地であり、従来の自由貿易協定にない履行確保手続である「個別施設を対象とした労働即応メカニズム（RRLM）」を有している。同メカニズムでは、既に14件の実績が積み上がり、域内の企業行動に広く影響を与えている。環境に関しても、北米自由貿易協定（NAFTA）の仕組みを改善することで、着実に義務の履行確保を図っている。

労働・環境は、その根本的価値の擁護のほか、公正な競争条件の確保、及び強靱なサプライチェーン構築の観点からも益々重視されている。USMCA労働・環境章は、従来型の国家間紛争解決手続を備えるのみならず、労働組合や市民、環境保護団体といった非国家主体の関与を伴う履行確保手続を強化した点が特徴である。

本稿では、USMCAの労働・環境分野の履行確保状況を検証することで、自由貿易協定の労働・環境分野の履行確保手続に生じた発展を示し、インド太平洋経済枠組み（IPEF）といった米主導の新たな交渉に及ぼす影響について検討する。

キーワード：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、インド太平洋経済枠組み（IPEF）、経済繁栄のための米州パートナーシップ（APEP）、貿易と労働、貿易と環境、紛争解決手続、履行確保

JEL Classification：F13, F16, F18, K33

- * 1 【謝辞】本稿は、小田部陽一大使（元在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使／元外務審議官）とのご縁で、執筆の機会をいただいたものです。小田部大使には原典に当たって考察することの大切さを教えていただきました。衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。
- * 2 本稿で示される見解は、執筆者ら個人の見解であり、所属団体の公式的な見解を示すものではない。
- * 3 財務総合政策研究所客員研究員

I. 問題の所在

国家が条約上の義務と異なる行動をとった場合、そうした行為の是正を目指す仕組みとして、紛争解決手続と履行確保手続がある。

「米国・メキシコ・カナダ協定」(United States-Mexico-Canada Agreement : USMCA) は、従来の自由貿易協定 (Free Trade Agreement) や経済連携協定 (Economic Partnership Agreement) (以下、単に「FTA」とする。) にはない履行確保手続を有しており、発効からの3年間で、そうした履行確保手続が多く利用されてきた。

2023年10月現在、「インド太平洋経済枠組

み」(Indo-Pacific Economic Framework: IPEF) や、「経済繁栄のための米州パートナーシップ」(Americas Partnership for Economic Prosperity: APEP) といった米国発の新たな交渉が行われているが、USMCAの労働と環境に関するハイスタンダード・ルールとその履行確保の実績は、これらの交渉にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

本稿では、USMCAの3年に渡る履行確保状況を検証し、米国のFTAの労働・環境章の履行確保手続に生じた発展を明らかにすることで、今後の国際貿易交渉への示唆を得たい。

II. USMCA 発効の背景

II-1. NAFTA 発効による垂直的分業の深化

USMCAは、2020年7月1日に発効した米国、カナダ(加)、メキシコ(墨)との間のFTAである。USMCAの前身である1994年発効の北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)は、先進国と途上国間で貿易と投資の円滑化を図ると同時に、労働や環境の問題にも取り組んだ初のFTAであった。1965年に開始されたマキラドーラ(保税委託加工制度)により、対米輸出の製造拠点としての墨の存在感は既に高かったが、NAFTAによる垂直的分業により、北米地域のサプライチェーンは飛躍的に進展した。特に自動車産業に関し、日本の自動車メーカーも含め、墨に自動車・自動車部品工場の集積が進ん

だ¹⁾。(表1)では、NAFTAが発効した1994年からUSMCAが発効した2020年を取り上げ、米国、メキシコ、カナダの3カ国の域内貿易を表している。中国が国際貿易での存在感を増している時期に重なるにも関わらず、特に、墨・加の対米輸出を中心に、北米地域での域内貿易の優位が維持されていることが分かる。

1994年から2019年にかけて、自動車の生産台数は3カ国で18.4%増加したが、米・加はそれぞれ1,107万台から1,080万台、213万台から190万台へと生産台数を減らし、墨は90万台から390万台へと増加した²⁾。一方、墨に自動車・自動車部品工場の集積が進むにつれ、国内で、貿易赤字と雇用喪失は、NAFTAに起因するとの不満が高まっていった。

1) 柿原(2021)。

2) María de Lourdes Álvarez Medina(2021)。

表1 USMCA3カ国間の輸出入に占める割合（％，2020年と1994年）

	輸出	輸入	貿易
米国	メキシコ：14.87% (1994年は9.92%) カナダ：17.83% (1994年は22.30%)	メキシコ：13.67% (1994年は7.30%) カナダ：11.48% (1994年は19.15%)	メキシコ：14.27% (1994年は8.61%) カナダ：14.66% (1994年は20.88%)
メキシコ	米国：79.24% (1994年は84.46%) カナダ：2.67% (1994年は2.53%)	米国：43.92% (1994年は69.09%) カナダ：2.17% (1994年は2.04%)	米国：61.58% (1994年は76.78%) カナダ：2.42% (1994年は2.29%)
カナダ	米国：73.25% (1994年は81.73%) メキシコ：1.18% (1994年は0.46%)	米国：49.19% (1994年は67.64%) メキシコ：5.56% (1994年は2.21%)	米国：61.22% (1994年は74.69%) メキシコ：3.37% (1994年は1.34%)

(出所) 世界銀行国別分析 <<http://wits.worldbank.org/visualization/country-analysis-visualization.html>> を基に著者作成

II-2. トランプ前大統領による NAFTA 再交渉開始と USMCA の妥結

こうしたなか、2017年1月20日、第45代米大統領に就任したドナルド・トランプ氏は、NAFTA 離脱も視野に、NAFTA の再交渉を表明した³⁾。NAFTA 発効から23年後のことである。ロバート・ライトハイザー米通商代表 (United States Trade Representative: USTR)⁴⁾(当時)は、2017年5月18日、NAFTA 再交渉に向けた大統領の意向を議会に通知する際、協定内容の「現代化」の必要性を挙げた。25年前の協定内容の多くは時代遅れとなっており、労働、環境、デジタル貿易、及び知的財産等を更新すべきとの方針を示した⁵⁾。

2018年11月、USMCA 交渉は妥結し、G20 ブエノスアイレス・サミットで3カ国の首脳が協定に署名したが、この時点では、「個別施設を対象とした労働即応メカニズム」(the Facility-Specific Rapid Response Labor

Mechanism: RRLM) や、労働・環境アタッシェの仕組みは、盛り込まれていなかった。その後、米議会（特に民主党議員）は、労働、環境、知的財産等の分野で墨への要求が不十分と主張し、協定は再交渉となった⁶⁾。再交渉の結果、2019年12月に、米政権と米議会民主党が修正点で合意し、3カ国で修正議定書に署名した⁷⁾。この修正議定書は、米上下両院で圧倒的な賛成多数で批准されたため、トランプ共和党政権からバイデン民主党政権に移行しても、USMCA への超党派の支持が得られることになった。

米下院で多数を占めていた民主党は、修正合意交渉の当初、墨に労働査察官を派遣し、労働法違反に対する刑事罰の適用を主張していた。これに対し、墨は、国家の主権を害するとして猛反発し、最終的に、RRLM が編み出され、USMCA で規定されると同時に、米国は USMCA 実施法で、RRLM の履行を支援する労働アタッシェを、在墨米国大使館及び総領事

3) 森 (2019)。

4) 個人を指す場合には「米通商代表」、組織を指す場合には USTR と表記する。

5) 日本貿易振興機構 (2017)。

6) 日本貿易振興機構 (2019)。

7) Protocol of Amendment to the Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada.

館に配置することで決着した⁸⁾。

2019年12月19日、米下院は、USMCA 実施法を可決し、同法は2020年1月29日に施行された⁹⁾。米国のUSMCA 実施法では、とりわけRRLMの実施に必要な国内措置が詳細に規定されている（Ⅲ-4参照）。

環境分野に関して、2018年11月時点の条文では、多数国間環境条約（Multilateral Environmental Agreement: MEA）に関する約束を確認する、との内容にとどまっていたが、再交渉の結果、協定が列举する7つのMEA¹⁰⁾を達成するために、国内法令の採用、維持及び実施を締約国に義務づける条文へと変化した。また、USMCA 実施法では、労働と同じく、環境章の実施を監視するために、省庁間委員会を設置すること（第811条以下）、及び、在墨米国外使館及び総領事館に環境アタッチェを配置すること（第813条）が規定された。

これらの交渉や国内法の整備を経て、2020年7月1日にUSMCAが発効した。

Ⅱ-3. バイデン大統領によるUSMCAに対する支持

2021年1月20日に就任したジョセフ・バイデン大統領は、「貿易は善の力たるべき」(trade can and should be a force for good)との信念に基づき、労働者の権利保護や持続可能な開発を達成するための通商政策の活用を目指してきた¹¹⁾。同氏は、中産階級の労働者を重視し、トリクルダウン経済理論を否定してきており、これに加え、気候変動危機への取組みや持続可能な成長が政権の最優先事項であることを明確にしている。さらに、バイデン大統領は、自らの

経済政策を、「アメリカを再建するためのブルーカラーの青写真」と呼び、国内産業にインセンティブを与えると同時に、USMCAを通じて、最も緊密な貿易投資関係を有する墨の労働改革を実現することで米労働者に「公正な労働条件」を提供することを表裏一体の政策とみる¹²⁾。こうしたなか、RRLMは、墨労働改革を担保する重要な役割を果たすことが期待されていた。

労働や環境基準の遵守は、政府や労働組合・環境保護団体からの支持にとどまらなかった。米・加企業を中心に、環境・社会・ガバナンスに配慮した持続可能な企業経営やステークホルダー資本主義¹³⁾の考えが浸透し、説明責任を果たすことへの理解が深まってきている。Ⅲ-3で示すように、RRLMの対象となった企業は、外国資本が多く、進出先である墨での労働者の権利侵害を指摘されることは、グループ全体のレピュテーション・リスクに関わる。

8) Reuters (2019)。修正交渉の際、墨貿易協会が発出した反対表明については、TLC asociados (2019)。

9) USMCA Implementation Act, Pub. L. 116-113, 134 STAT. 79。

10) 対象となる条約は、(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、(2) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、(3) 船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL条約）、(4) 湿地の保存に関する国際条約（ラムサール条約）、(5) 南極の海洋生物資源に関する条約、(6) 国際捕鯨条約、(7) 全米熱帯まぐろ条約。

11) USTR (2023a)。

12) 2023年4月19日、メリーランド州でのバイデン大統領の経済ビジョンに関する演説。White House (2023a)。

13) 世界経済フォーラム (2020)。

Ⅲ. 労働

USMCA 労働章で、義務不履行を扱う手続は、基本的に4つである。第一に、第23.11条が規定する公衆申立、第二に、第23.13条が規定する協力的労働対話¹⁴⁾、第三に、第23.17条が規定する労働に関する協議を前提とした第31章の紛争解決手続¹⁵⁾、第四に、RRLMである。一方で、国家間紛争解決手続は、労働章の定める複数段階の協議を経ることが前提であり、2023年10月現在では、USMCAの下で未だ利用実績はない。他方で、RRLMは頻繁に利用されてきており、以下、RRLMに焦点を当てて検討する。

Ⅲ-1. RRLMが目指すもの

RRLMは、労働者の「結社の自由及び団体交渉権」を侵害した個別施設（工場等を想定するとよい）を対象とした即応メカニズムであり、国家の義務不履行を問題とする国家間紛争解決手続と異なり、個別施設の義務不履行を対象とする点で、従来のFTAにないメカニズムである。また、通常の紛争解決手段は、解決までに通常1～1.5年かかるのに対し、RRLMは6ヶ月以内の「即応」を目指す。

Ⅲ-2. メカニズムの概要

RRLMは、「対象施設」(Covered

Facilities) で「権利否定」(Denial of Rights)、すなわち、結社の自由及び団体交渉権が保障されていないと考えられる場合に、権利否定を申し立てられた被申立国による審査(review)を促し、被申立国が、審査に応じない場合、権利否定を認定せず申立国がその結論に同意しない場合、又は、権利否定は認定したが策定されるべき救済措置(remediation)に当事国が合意できない場合に、即応労働パネル(以下、単に「パネル」とする。)を立ち上げ、最終的に救済(remedies)の採用を認めるメカニズムである。このメカニズムは米・墨、及び加・墨との間のみ存在し、米・加の間には存在しない(USMCA 附属書31-A, 31-B。以下、単に「附属書31-A」及び「附属書31-B」とする。)

RRLMは、締約国が、対象施設において、労働者の結社の自由及び団体交渉の権利を否定されていると誠実に信じる場合に適用でき¹⁶⁾、締約国が、労働組合や個人の要請を受けて、メカニズムを発動することもある¹⁷⁾。また、対象となる権利侵害事案に関し、墨はその対象が広い一方、米国は、全米労働関係委員会¹⁸⁾、加は、加産業関係委員会が関与した労使紛争事案に限定されており、非対称な構造となっている¹⁹⁾。

RRLMの対象は、「結社の自由及び団体交渉

14) 協力的労働対話と労働に関する協議(USMCA 第23.17条)は、手続面で多くの類似点を有するが、前者は、最終成果を原則公表するのに対し、後者は、成果の公表が求められない点で異なる(同第23.13条5項)。

15) 労働分野の紛争解決手続は、パネル議長以外のパネリストに、労働分野の専門性が要求される(第31.8条3(a))。環境分野も同様に、環境分野の専門性が要求される(同条3(b))。

16) 附属書31-A.4第2項(以下、特に断りのない限り、附属書31-A以降の条文番号は、附属書31-Bについても同様である。)

17) USTR, Frequently Asked Questions (FAQs) on ways to raise United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA) Labor Issues with the U.S. Government. <<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/dispute-settlement-proceedings/fta-dispute-settlement/usmca/frequently-asked-questions-faqs-ways-raise-united-states-mexico-canada-agreement-usmca-labor-issues>>.

18) 団結権・団体交渉権・不当労働行為の禁止等、主要な労働関係法を執行する連邦政府の独立行政機関である。

19) 附属書31-A 脚注2, 附属書31-B 脚注5。

権」に限定され²⁰⁾、強制労働・児童労働の禁止、最低賃金、就労時間、安全・衛生基準等は含まれない。また、全施設が対象でもなく、「対象施設」は、締約国間で貿易される産品・サービスを製造・提供する事業者、又は、ある締約国の産品・サービスと競合する産品・サービスを製造・提供する事業者であって、かつ「優先部門」(Priority Sector)に指定される事業者に限定されている。優先部門とは、航空宇宙、自動車・自動車部品、化粧品、製パン業、鉄鋼・アルミ、ガラス、陶器、プラスチック、鍛造、セメントを含む製造業、サービス業、及び鉱業であり、これらの部門は、限定列举ではなく、毎年の見直しに服する²¹⁾。

締約国は、RRLMに関する国内手続を開始する場合、その開始から5日以内に、相手国に通報し、権利否定の審査要請を受けた被申立国は、その要請の日から10日以内に、審査を実施するか否かを申立国に通知する²²⁾。なお、申立国は、審査の要請を被申立国に送達して以降、対象施設から輸入される商品の税関口座(custom account)の最終清算(final settlement)を延期できる²³⁾。

被申立国が審査に応じない場合、申立国は、パネル設置を要請でき²⁴⁾、被申立国が審査に応じる場合、被申立国は、45日以内に、申立国に対し審査結果と救済措置を通知する²⁵⁾。被申立国が権利否定の存在を否定し、申立国がその結論に反対する場合、権利否定の存否に関しパネル設置を要請できる²⁶⁾。

被申立国が権利否定の存在を認める場合、両当事国は、その認定から10日以内に、協議によって救済措置に合意するよう努める。救済措置に合意した場合、被申立国は、合意した期間までに救済措置を講じなければならず、申立国は、合意した期間まで、救済を課してはならない²⁷⁾。

協議により救済措置に合意したが、当事国間で、権利否定の継続に関し見解が異なる場合、申立国は、救済を課す日の少なくとも15日前までに被申立国に通知する。被申立国は、通知の受領日から10日以内に、権利否定の継続に関し、パネル設置を要請できる²⁸⁾。申立国は、パネルの決定がなされるまでは、救済を課してはならない。

当事国が10日以内に救済措置に合意できない場合、申立国は、権利否定の存否を確認するため、パネル設置を要請できる²⁹⁾。パネルは、要請内容を確認したのち、被申立国に対し検証(verification)の要請を発する³⁰⁾。検証の要請においては、以下の状況に応じた、文書及び説明の提出が求められる。

被申立国が権利否定の存在を否定し、申立国がそれに同意しない場合、パネルは、被申立国に対し、調査結果、審査要請後の努力及び救済措置を証明する文書の提出を要請する³¹⁾。

対象施設が必要な措置を講じなかったと主張される場合、パネルは、被申立国に対し、被申立国の結論、及び対象施設に対する行動及び制裁の結果に関する文書提出を要請する³²⁾。

被申立国が救済措置を講じたと主張するが、

20) 附属書 31-A.2。

21) 附属書 31-A. 13 及び附属書 31-A 脚注 4, 附属書 31-B. 13 及び附属書 31-B 脚注 8。

22) 附属書 31-A.4 第 1 項。

23) 附属書 31-A.4 第 3 項。USMCA 実施法第 752 条 (a) も参照。

24) 附属書 31-A.4 第 2 項。

25) 附属書 31-A.4 第 4 項。

26) 附属書 31-A.4 第 5 項。

27) 附属書 31-A.4 第 6-7 項。

28) 附属書 31-A.4 第 8 項。

29) 附属書 31-A.4 第 10 項。

30) 附属書 31-A.7。

31) 附属書 31-A.7 第 2 項。

32) 附属書 31-A.7 第 3 項。

申立国がそれに同意しない場合、パネルは、被申立国に対し、対象施設に対してとった行動の説明を要請する³³⁾。

被申立国は、7営業日以内に、パネルからの検証の要請に同意するかを回答する。被申立国が同意する場合、パネルは、被申立国からの要請の日の後30日以内に、検証を実施する³⁴⁾。被申立国が、検証の要請を拒否する場合、申立国は、パネルに対し、権利否定の存否を決定するよう要請できる³⁵⁾。

パネルは、検証の実施から、又は検証が実施されなかった場合にはパネルが構成された日から、30日以内に決定を行う³⁶⁾。両当事国は、決定前に、ヒアリングの機会を得る³⁷⁾。

パネルが権利否定の存在を決定した場合、申立国は、対象施設で製造された製品に対する特惠関税停止、又は対象施設で製造・提供される製品・サービスに関する輸入停止や罰金を含む救済を講ずることができる³⁸⁾。

国家間紛争解決手続では、特定品目に対する特惠停止が制裁手段となっているなか、権利侵害が認められた施設に対する制裁手段は、当該施設の輸出商品に対する関税譲許（特惠の付与）の停止、制裁金（罰金）賦課、再犯の場合の輸入禁止措置等も含み、範囲が幅広い³⁹⁾。

なお、RRLM手続の開始や救済の賦課を含む手続の利用に関し、紛争解決手続を通じて、濫用が認められた場合、申立国は被申立国によるRRLM手続の2年間の利用停止、又は紛争解決章が規定するその他の救済をとることがで

きる⁴⁰⁾。

Ⅲ－3. 運用実績

2023年8月31日現在、RRLMに基づく案件は、以下の14件（同じ工場に対する2件は、1回と換算）である（新しい順⁴¹⁾）。

(1) 【継続中】米国—マス・エア社（2023年8月30日～、墨メキシコ市）

2023年8月30日、米国は、墨に対し、墨資本の貨物航空会社マス・エア社が、労働組合に所属しているパイロットの結社の自由と団体交渉権を保障していないとして、権利否定の存否に関し、審査を要請した。サービス産業を対象とする事案は本件が初である。

(2) 【継続中】米国—矢崎グループ社（2023年8月7日～、墨グアナフアト州）

2023年8月7日、米国は、墨に対し、矢崎グループ社（自動車部品、本社：日本）の権利否定の存否に関し審査を要請した⁴²⁾。日本企業に対する申立は本件で2例目である。報道によれば、2023年8月18日、墨政府は、権利否定を示す証拠がないとして、米申立を審査しないと発表しており、墨政府が審査の実施を否定した初めての事案となった。

(3) 【継続中】米国—グルーポ・メヒコ社（2023年6月16日～、墨サカテカス州）

2023年6月16日、米国は、墨に対し、墨資

33) 附属書31-A.7第4項。

34) 附属書31-A.7第7項。

35) 附属書31-A.7第9項。

36) 附属書31-A.8第1項。

37) 附属書31-A.8第2項。

38) 附属書31-A.10第2項。

39) 同上に加え、附属書31-A.10第3-4項。

40) 附属書31-A.11。

41) ブルッキングス研究所 USMCA トラッカー <<https://www.brookings.edu/interactives/usmca-trade-tracker/?keyword=usmca#/disputes>>、米労働省 HP <<https://www.dol.gov/agencies/ilab/our-work/trade-labor-rights-usmca-cases>>、及び USTR (2023b) より作成。

42) USTR (2023c)。

本（グループ・メヒコ社）のサンマルティン鉱山（鉛、亜鉛、銅を中心に産出）での権利否定の存否に関し、審査を要請した⁴³⁾。グループ・メヒコ社は、鉱山開発と鉄道事業を中心に行う墨資本複合企業であり、同社の鉱山では、これまでも、2006年の大規模ストライキ等、労働争議が行われていた⁴⁴⁾。2023年8月22日、USTRは、墨との間で権利否定の存否に合意できなかったとして、パネル設置を要請しており、RRLM 事案で初めてパネル設置の可能性が出てきている⁴⁵⁾。

（4）【終了】米国－インテリオル社（2023年6月12日～8月9日、墨アグアスカリエンテス州）

2023年6月12日、米国は、墨に対し、墨資本インテリオル社（INISA）のデニム等衣料品工場での権利否定の存否に関し、審査を要請した。この要請は、労働団体からの請願書に応じて行われたものである。

インテリオル社はスペイン語の Facebook ページ⁴⁶⁾しか有しておらず、売上高や従業員数といった基本情報が非公開という点で、これまでの外国資本の自動車・自動車部品工場とは事情を異にする。USTR の報道発表によれば、同社は、自身の提案した労働協約の改定案を受け入れるよう労働者に強要し、組合自治に介入する妨害行為を行った⁴⁷⁾。2023年8月9日、同社が、労働者の組合選択における中立性の確認や、透明性ガイドラインの発表を行う等の是正措置をとることを公表し、事案は終了した⁴⁸⁾。

（5）【終了】米国－ドラクストン社（2023年5月31日～7月31日、墨グアナフアト州）

2023年5月31日、米国は、墨に対し、ドラクストン社イラブアト工場（自動車部品、本社：米国）の権利否定の存否に関し、審査を要請した。USTR の発表によれば、新しい結社の動きに対して、解雇、監視、脅迫といった労働者の権利を否定する事態があり、また、2022年の投票前に団体交渉の合意書が労働者側に共有されなかった⁴⁹⁾。2023年7月31日、解雇された労働者の復職等の是正措置を講じることを公表し、事案は終了した⁵⁰⁾。

（6）【終了】米国－グッドイヤー社（2023年5月23日～7月19日、墨サンルイスポシ州）

2023年5月23日、米国は、墨に対し、グッドイヤー社（本社：米国）のタイヤ工場での権利否定の存否に関し、審査を要請した。USTR の発表によれば、同社は、部門別労働協約の条項を尊重しておらず、さらに労働協約に関する投票でも不正があった⁵¹⁾ 同社が、労働者の損害に対する補償を行なうなどの是正措置をとることを公表し、2023年7月19日、USTR は事案の終了を発表した⁵²⁾。

（7）【終了】加－フランキシュ産業パイプ社（2023年3月11日～7月25日、墨グアナフアト州）

2023年3月11日、加は、フランキシュ産業パイプ社（本社：独）の権利否定の存否に関し、審査を要請した。2023年3月13日、加の国家行政庁は、本請求が初期審査のために受理され

43) U.S. Request for Review (2023).

44) 金属鉱物資源機構（2006）。

45) USTR (2023d).

46) <https://www.facebook.com/IndustriasDelInteriorINISA?locale=es_LA>.

47) USTR (2023e).

48) USTR (2023f).

49) USTR (2023g).

50) USTR (2023h).

51) USTR (2023i).

52) USTR (2023j).

たと通知した。受理されれば、加が墨に対して提起する初の事案。2023年6月26日に行われた組合選挙投票は公正な方法で実施されたことが確認され、同年7月25日、事案の終結が発表された⁵³⁾。

(8)【終了】米国—ユニーク・ファブリケイティング社（2023年3月6日～4月24日、墨ケレタロ州）

2023年3月6日、米国は、ユニーク・ファブリケイティング社（自動車部品、本社：米国）の権利否定の存否に関し、審査を要請した。墨は、要請を受け、同施設の審査を行い、審査期間中に、経営者と労働者向けの研修を実施し、労働者が自ら選択した組合を選択することを認め、組合の尊重と差別に対するゼロトレランス（不寛容）方針を明記した声明を发出する等の措置を講じた。さらに、墨は、同施設で行われた組合代表投票を監視し、労働者を代表する独立した労働組合を選出するよう措置を講じ、同社は、墨政府の措置を受け、新設された労働組合と協定を結び、新組合と既存の組合に対し、施設への平等なアクセスを提供すること、潜在的な結社の自由の侵害を防ぐための措置を講じること等を約束したことから、2023年4月24日、USTRは、本事案が解決に至ったと発表した⁵⁴⁾。

(9)【終了】米国—VU社（第2回目、2023年1月30日～3月31日、墨コアウィラ州）
2023年1月30日、米国は、VU社（本社：米国）に対し、2022年9月に合意した是正措置の不履行を理由として、2回目の手続を開始した。2023年3月16日、墨は要請を受け入れ、同施設における権利否定の存在を認めた。2023年3月31日、米・墨は、VU社の是正計画を発表した。米国は、VU社の米本社幹部が施設

を訪問し、墨が是正措置をとること等、詳細な措置を発表している⁵⁵⁾。なお、合意された改善期限は2023年9月30日である。

(10)【終了】米国—サンゴバン社（2022年9月27日～10月27日、墨モレーロス州）

2022年9月27日、米国は、サンゴバン社（本社：仏）での権利否定の存否に関し、手続を開始した。要請によれば、2022年7月に行われた労働協約の承認及び労働者を代表する組合の決定に関する投票と、労働協約交渉において、結社の自由と団体交渉権が否定されている。米国が審議している間に、墨の組合申立人が同施設の代表投票に勝利したことを受けて、問題が解決したとして事案は終了した。

(11)【終了】米国—VU社（第1回目、2022年7月21日～9月14日、墨コアウィラ州）

2022年7月21日、米国は、VU社（本社：米国）の権利否定の存否に関し手続を開始した。2022年9月14日、米国は、墨政府の監視・指導下の投票で労働組合が設立されたことを受け、今後、同組合が団体交渉権を持つこと等を確認した上で、問題が解決したと発表した。

(12)【終了】米国—テクシド鉄鋼社（2022年6月6日～8月16日、墨コアウィラ州）

2022年6月6日、米国は、テクシド鉄鋼社（伊FIAT系列、自動車部品）の権利否定の存否に関し、手続を開始した。2022年8月16日、米・墨は、同社において、36人の労働者の復職や、未払給与の支払い等が合意されたことを受けて、事案が解決したと発表した。

(13)【終了】米国—パナソニック社（2022年5月18日～7月14日、墨タマウリパス州）

2022年5月18日、米国は、パナソニック（本

53) Government of Canada (2023).

54) USTR (2023k).

55) 是正措置は以下を参照。<<https://ustr.gov/sites/default/files/2023-03/Manufacturas%20VU%20Course%20of%20Remediation.pdf>>.

社：日本、自動車部品工場）の権利否定の存否に関し手続を開始した。同社は、会社側と団体交渉合意の交渉を行う組合を選出する選挙に先立ち、会社側が秘密裏に一方候補の大規模労働組合を優遇し、これに抗議した他方候補の労働組合を支持する数十人の従業員を解雇したとされる。

2022年7月14日、米・墨は、9.5%の賃上げ、19名の労働者の復帰、未払い給与の支払い等が合意されたことを受け、本事案につき成功裏に対応を終えたと発表した。

(14) 【終了】 米国－トリドネクス社（2021年6月9日～8月10日、墨タマウリバス州）

2021年6月9日、米国は、トリドネクス社（本社：米国）の権利否定の存否に関し、手続を開始した。2021年8月10日、米国は、是正措置として、トリドネクス社が、解雇された154人の従業員に対する賃金の遡及的支払いや、墨労働・社会保障省による研修を受け入れたことにより、解決したと発表した。

(15) 【終了】 米国－ジェネラル・モーターズ社（2021年5月12日～7月8日、墨グアナフアト州）

2021年5月12日、米国は、ジェネラル・モーターズ社（本社：米国）の権利否定の存否に関し、手続を開始した。同日、墨政府は、調査開始を発表し、2021年7月8日、米国政府は、墨政府と以下の是正計画に合意したと発表した。第一に、新たな投票の実施確保、第二に、墨労働・社会保障省の調査官の工場への派遣による投票妨害等の防止、第三に、国際労働機関及び墨・国家選挙機関の職員による投票の監視、第四に、工場における労働者の権利に関する正確な情報の提供、第五に、4月の投票停止に寄

与した者の調査又は必要に応じた制裁、第六に、投票プロセスに関する労働者の苦情を受け付けるホットラインの開設である。

Ⅲ－4. USMCA 実施法

米国の USMCA 実施法は、詳細な労働章関連規定を含んでいる。

第一に、USMCA 実施法は、米通商代表と労働省長官が共同議長を務める、監視（monitoring）及び執行のための「省庁間労働委員会」（Interagency Labor Committee: ILC）を設置し、墨の労働改革⁵⁶⁾の監視等を実施する、と規定する（第711条以下）。

第二に、在墨米国大使館及び総領事館に「労働アタッシュ」を最大5名派遣し、墨の USMCA 労働関連規定の実施状況の監視や、二国間協力を行うとされる（第721条以下）。

第三に、「独立墨労働専門委員会」（Independent Mexico Labor Expert Bord）の設立を規定する。同委員会は、USTR の労働諮問委員会、下院・上院議長等が推薦する12名（任期6年）の労働専門家が、墨の労働関連規定の履行状況を監視し、義務違反を認定するほか、ILC に年次報告を提出する（第731条以下）。

第四に、強制労働に関し、1930年通商法第307条⁵⁷⁾の執行を確保するため⁵⁸⁾「強制労働執行対策本部」（Forced Labor Enforcement Task Force）を設置する。同本部は、国土安全保障省長官を議長として、USTR、労働省、及びその他適切な機関の代表者で構成され、307条の執行状況に関する報告書を、適当な議会の委員会に隔年で提出し（第743条）、また、同条の執行に関する懸念を ILC に報告する（第744条）。

第五に、清算（Liquidation）の一時停止の

56) USMCA 第23章附属書 A は、墨の労働改革の詳細を規定する。墨は、2019年5月1日、連邦労働法の改正を公布し（翌日施行）、労働裁判制度や労働組合制度の改善等の労働改革を進めている。

57) 19 U.S.C. 1307 - Convict-made goods; importation prohibited.

58) 1930年関税法第307条は、強制労働（強制又は年季奉公の児童労働を含む。）の全部又は一部によって採掘、生産、又は製造された全ての製品の輸入を禁止する。

規定がある。これにより、米通商代表は、RRLMに基づく事実確認を要請した段階で、財務長官に対し、墨の対象施設からの商品の清算停止を指示できる（第752条）。米商工会議所の説明によれば⁵⁹⁾、清算は、米税関国境警備局（いわゆるCBP）が通関手続を正式に終了させる行政手続であり、清算が停止されると、商品の入国記録は「オープン」との扱いになり、入国後も通関措置を講ずることができる。これにより、パネルが対象施設の権利否定を認定した場合、入国済みの製品にも特惠関税の停止が可能となる。すなわち、RRLMの提起時点で、対象施設から輸出される製品への特惠停止を確保する制度である。清算停止自体は、必ずしも商品の輸入を妨げないが、これにより、RRLMの開始段階から、対象施設の輸出コスト増加の可能性が生じる。

Ⅲ－5. 小括

RRLMの発動は、USMCA発効から3年の間に14件（同じ工場に対する2件は、1回と換算）となっており、うち3件が継続中である。14件のうち、11件が墨に進出している外国資本の自動車・自動車部品メーカーの工場が対象となっている。また、13件は米国が墨にある施設に対し発動したものであり、1件は加が墨にある施設に発動したものである。

墨のRRLMの対象にはⅢ－2で述べた優先分野があるが、なかでも自動車・自動車部品産業への関心が高いことが分かる。また、墨自動車産業の集積地域は、北部の米国境地域のほか、中央高原地域となっているが、9つの州・市で提起されており、地域的な広がりがあることが分かる（図1参照）。

対象となった外国資本も、米国、欧州、日本資本と多様である。2023年6月に入り、墨資本の工場や企業で、繊維製品、鉱山、サービス

（パイロット）の事案が取り上げられ、自動車以外の分野で墨資本の案件が3件となった。2023年7月6日、墨のキンターナ・ロー州カンクンにおいて開催されたUSMCA第3回自由貿易委員会の前日、墨経済省は、一方で、報道発表を發出し、USMCAで労働は最も成功したアジェンダの一つであるが、RRLMは最終手段であるべきであり、合理的かつ誠実な利用が重要で、国内手続を代替するものではないと強調した⁶⁰⁾。2023年8月に入り、墨が米要請を却下する事案が2件あり、今後パネル設置に進むかが注目される。

他方で、米国では、RRLMは、バイデン政権、議会、労働組合、市民社会から高く評価されており、2023年6月、USTRは、RRLMを含むFAQをウェブページに掲載する等、さらなる活用に向けた整備を行っている⁶¹⁾。2023年8月31日時点で終了した事案では、墨政府と対象施設が是正措置をまとめた段階で事案は解決しており、パネル設置まで進んだ事例は存在しないが、今後も事案が増加するのか、またパネル設置に進む案件が出てくるかが注目される。

RRLMの国家による頻繁な利用の一方で、是正措置を求められた企業側からの報道発表は少なく、控えめな対応にとどまっている。USTRは、手続開始時点で、対象施設で製造された未清算製品の清算停止を指示しており、一時的でも製品出荷が停止するため、大きな影響が生じる。そのため、企業としては、影響を最小限に抑えるため、問題をパネルまで持ち込まず、墨政府の支援を得て是正措置を提示して案件を終了させることに大きなインセンティブが生じると考えられる。

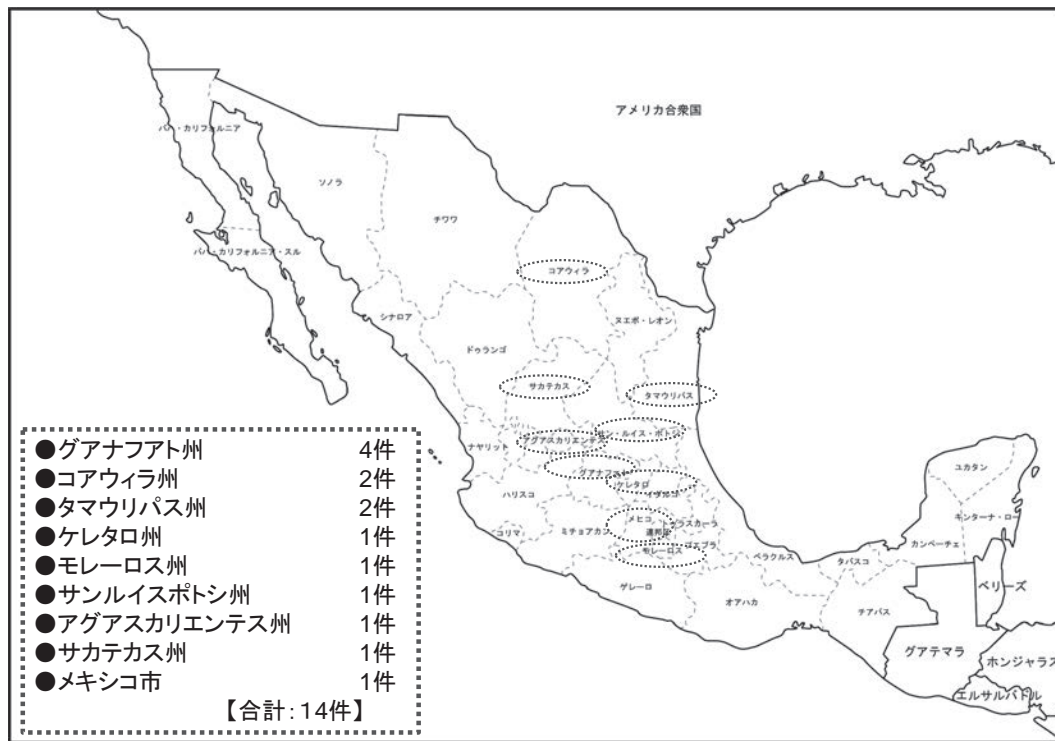
なお、終了事案も、是正措置による改善が見られない場合には、手続の再要請の可能性もある。上記（9）の事例は、2回目ということもあり、期限付で詳細な是正計画が発表されてお

59) U.S. Chamber of Commerce (2022).

60) Gobierno de México (2023).

61) USTR, Frequently Asked Questions (FAQs) on ways to raise United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA) Labor Issues with the U.S. Government.

図1 「労働違反即応メカニズム」(RRLM) の事案一覧 (2023年8月31日現在)



(出所) 白地図 <https://www.freemap.jp/itemFreeDIPage.php?b=north_america&s=mexico> を基に著作作成

り、タイ米通商代表は、「包括的な是正措置は今回の事案のみならず、広く普及する」と述べ、他の企業への規範的効果を期待している。

2023年3月13日、墨・自動車産業全国独立労働組合は、初のRRLM事案で対象となったジェネラル・モーターズ社グアナフアト州シラオ工場において、2023年の賃金を初めて10%引き上げることに合意したと発表した⁶²⁾。これにはRRLMで対象となった影響が指摘されている⁶²⁾。また、2023年5月18日、ホワイトUSTR次席代表は、「USMCAは、米国が他の貿易交渉において、高い労働基準を求めている際の『感染力』があることが証明された」と述べ、APEPやIPEFにおいても、執行力のある労働基準と環境基準が交渉の一部になると述べ

ている⁶³⁾。RRLMの制度と実際の運用が、企業行動や国家の貿易交渉に影響を及ぼしている点は注目すべきである。

62) Excelsior (Mexico) (2023).

63) Inside US Trade (2023)；日本貿易振興機構 (2023a)。

IV. 環境

環境もバイデン政権の通商政策において極めて重要な地位を占めている。2023年のUSTR報告書では⁶⁴⁾、気候変動への優先的な取組み、強制労働によって製造された環境物品の排除を通じた強靱なサプライチェーンの構築や、既存FTAの執行を通じた環境目標達成に寄与する革新的アプローチの採用、といった方針が示されている。

以下では、USMCA環境章の履行確保手続の整備状況、従来の手続との差異、及び実際の運用を検討する。

IV-1. 米国のFTAが含む環境条項の特徴

環境条項は、NAFTAの附属協定である「北米環境協力協定」(North American Agreement on Environmental Cooperation: NAAEC)で通商協定に取り込まれて以来、その数を増加させている⁶⁵⁾。

環境条項を主導してきたのは米国であり、米国の環境条項は、主に以下の内容を規定している。第一に、締約国の環境法令の効果的執行、第二に、貿易・投資の促進目的での環境法令の免除・逸脱の禁止、第三に、一定のMEAの実施、第四に、公衆関与の確保、第五に、環境協力、第六に、常設委員会による協定実施の監視、最後に、紛争解決である⁶⁶⁾。環境条項には、従来型の国家間紛争解決手続に加え、締約国間の対話や協力を促進する仕組みや、公衆の関与を確保する組織的規定が設けられている点の特徴

である。

IV-2. USMCA環境章の特徴

USTRは、USMCA環境章を、最も強力に執行可能(enforceable)なもの、と高く評価する⁶⁷⁾。USMCAは、NAFTAの後継であり、その制度の基礎を引き継いでいる。

IV-2-1. NAFTA/NAAECへの批判

NAFTAは、議会からの強い要望にもかかわらず、限定的な環境関連規定しか有さなかった⁶⁸⁾。この状況に対し、1992年の大統領選で、労働・環境問題の補完協定の締結を公約にしたビル・クリントン氏が当選し⁶⁹⁾、それによりNAAECが締結された。

NAAECは、第一部：目的、第二部：義務、第三部：環境協力委員会、第四部：協力及び情報提供、第五部：協議及び紛争解決から構成される。

第二部では、国内環境法令の効果的執行を要求する法的義務等が規定されており、効果的執行義務の不履行が生じた場合、NAFTAとは別に、第五部の紛争解決手続が適用される。

その他、NAFTA本体にも、貿易・投資促進目的での環境法令の免除・逸脱禁止の規定があるが(第1114条2項)、これは訓示規定であり、紛争解決手続は適用されない。また、NAAECは、国内環境法令における高度な水準の規定を求めるが、何ら国際水準に基づくもの

64) USTR (2023a).

65) 環境条項を含むFTAのデータセットは以下を参照。<<https://www.idos-research.de/en/trend/>>

66) 米国のFTAが含む環境条項についてはCRS (2022)。

67) USTRの以下のページを参照。USTR, Benefits for the Environment in the United States-Mexico-Canada Agreement, <<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/benefits-environment-united-states-mexico-canada-agreement>>.

68) 中川 (1997), 15 頁。

69) 藤木 (2017), 46 頁。

ではなく、さらにNAAECはMEAへの言及もなかった。NAAECは、こうした問題点を含むものであり、環境保護や公正貿易を主張する勢力を納得させる内容ではなかった。

IV-2-2. USMCA 環境章の特徴

NAAEC以降、米国は、自国のFTAを通じて環境条項を発展させてきた。USMCAはその発展を更に進めるものである。

USMCAは、海洋ごみ（第24.12条）、持続可能な森林管理（第24.13条）といった新たな分野も含んでおり、環境影響評価に関する適切な手続の維持も規定される（第24.7条）。さらに、環境法令の効果的執行（第24.4条）といった主要規定では⁷⁰⁾、それら義務の違反それ自体が、「締約国間の貿易に影響を与える態様」であるとされ、それを反証する立証責任を被申立国に転換する注目すべき脚注が付されている。

また、「環境協力委員会（Commission for Environmental Cooperation: CEC）」の事務局へのヒアリングによれば、IV-3で後述する事実記録（Factual Record）の公表手続を簡潔にしたことも、USMCAの大きな特徴の一つである⁷¹⁾。NAAECの下では、事実記録は、締約国の3分の2の賛成を得て公表されてきたが、USMCAでは、30日以内に理事会の構成員の2名が反対しなければ、自動的に公表される⁷²⁾。CEC事務局によれば、NAAECの下で事実記録の公表に反対した国はおらず、本修正はそうした実態を反映させたものである。また、締約国は事実記録の内容にコメントできるが⁷³⁾、CEC事務局によれば、科学的根拠に関連する情報の正確性に関するコメントは反映させる一

方、トーン設定や情報が適切か否かといったコメントは、必ずしも反映されるとは限らず、聞き置くに止める場合もあるという。こうした実践は、CECの権限が、勧告に踏み込まず、客観的な事実記録の発出に止まることと引き替えに尊重されてきた。

IV-3. 米国の環境条項における協力・実施

IV-3-1. 協力活動

環境条項が規定する協力活動で中心的な役割を果たすのは、NAAECによって設置されたCECである。CECは、理事会、事務局、及び共同公衆諮問委員会で構成される⁷⁴⁾。

協力活動の実施等を監督するのは理事会だが⁷⁵⁾、閣僚級で構成される理事会の会合が年1回であるのに対し、日常的な業務は常設の事務局が担う⁷⁶⁾。

CEC事務局へのヒアリングによれば、CEC事務局には、40名を超えるスタッフが常駐しており、その他、個別事案への対応については、外部の専門家や弁護士等と協働している。申立への対応は、すべて科学的根拠に基づく記述が必要となり、極めて技術的な文書の作成となるため、常設事務局に知見を集約して対応するメリットがある。また、USMCAの様々な例を、中米自由貿易協定（いわゆるCAFTA-DR）の締約国や、ペルー、コロンビア、パナマと共有し、セミナーを開催する等、地域の連携を強化しているという。

IV-3-2. 公衆申立制度

公衆申立制度は、FTA当事国の私人又は団体に、環境法令の執行に関する申立を認めるも

70) その他、第24.8～24.10条がある。

71) 筆者らは、2023年3月31日、パオロ・ソラノ（Paolo Solano）CEC事務局法的事項・執行課長、及びナサリー・ダウ（Nathalie Daoust）同事務局政府関係・戦略・パフォーマンス課長より、オンラインでUSMCAの実施及びCEC事務局の運営等についてヒアリングを実施した。

72) USMCA 第24.28条6項。

73) USMCA 第24.28条5項。

74) NAAEC 第8条。

75) NAAEC 第10条1項。

76) NAAEC 第11条5項。

のである⁷⁷⁾。公衆申立制度の主な機能は、客観的事実の認定であって、市民と国家間の紛争解決が制度の目的ではない⁷⁸⁾。USMCAの公衆申立制度は、NAAECを承継・強化するものであり、従来の実践も、NAAECの下で蓄積されてきたため、まずはNAAECの制度を確認する。

(1) NAAEC

NAAEC第14条と第15条が公衆申立について規定する。第14条は、事務局が事実記録を発出すべきかを判断する6つの形式的基準を定めている⁷⁹⁾。USMCAとの比較の観点からは、NAAECでは、協定当事国の領域内に居住・定住する個人・団体によって提出された申立であることが要件とされている点が重要である。

形式的条件が満たされた場合、事務局は、当事国に応答（response）を求めるかを実体的に判断する（第14条2項）。その際の考慮事項には、損害の特定や、国内救済完了といった事項が含まれる。

CEC事務局が事実記録の発出が必要と判断した場合⁸⁰⁾、理事会の3分の2以上の支持を得て⁸¹⁾、事務局は事実記録の準備を開始する⁸²⁾。事実記録を準備する過程で、事務局は、当事国から提出される情報を考慮しなければならず、いかなる関連する技術・科学的情報も考慮できる⁸³⁾。事務局は、事実記録の草案を理事会に提出し、当事国はその正確性についてコメントできる。

これまで、事実記録の発出に至った事例で問題視されたのは、例えば、米国に関しては、伐採業者への法令適用を怠ることによる渡り鳥条約の実施法令の不執行、火力発電所の水銀排出

に対する水質汚濁防止法の不執行、墨に関しては、顔料製造工場の取壊し、液化天然ガスの開発、及び石灰石採掘現場での環境法令の不執行、農業廃棄物の焼却に対する大気浄化法の不執行、加に関しては、工業排水に対する漁業法の不執行、渡り鳥条約の実施法令の不執行、空気浄化法の不執行、油砂の漏洩に関する漁業法の不執行等である。

事実記録には、環境章上の義務の不履行の認定や勧告は含まれず、土壌、水質、騒音等の検査結果といった客観的指標を用いた分析結果が記載される。例えば、国立公園における石灰石の採掘によって、周辺環境・住民への悪影響が問題視されたスミデロ峡谷Ⅱ⁸⁴⁾の事実記録では、公園の範囲、公園内で発見された種の情報、公園と周辺コミュニティとの位置関係、当該コミュニティの人口の増減、採掘現場の範囲の変動や作業方法・工程の内容、騒音の発生状況、及びそれらに対して墨政府がとった措置が記載されている。

(2) USMCA

NAAECの公衆申立制度は、USMCA第24.27条と第24.28条に引き継がれている。USMCAは、締約国の国民、又は、締約国の法令によって組織された法人に公衆申立を認めている。申立を受理する際の審査は、USMCA第24.27条1項及び2項が規定する。NAAECと比較し、USMCAでは、申立人の居住要件が削除されており、国外に居住する場合でも、当事国の国民であれば、申立が可能となっている。要件が満たされた場合、特に協定上に規定のなかったNAAECとは異なり、USMCAでは、

77) NAAEC第14条第1項及び同(f)、及び、USMCA第24.27条。

78) CEC(2012), pp. 2-3.

79) ここで第14条1項適合性が否定されても、申立人は申立を修正でき、修正後の申立は、再び同条の下での審査を受ける。

80) ガイドライン上、当事国の情報提供の後、120日以内に判断される。CEC(2012), p. 13.

81) ガイドライン上、理事会での手続は、60日以内にされる。同上。

82) NAAEC第15条1及び2項。

83) 同上4項。

84) *Sumidero Canyon II*, SEM-11-002, November 29, 2011.

事務局は「30日以内に」締約国の応答を求めるかを決定する。さらに、事実記録を发出するにかついても、USMCAは、事務局が、締約国の応答の受領日から「60日以内に」決定することを要求する。さらに、事務局は、理事会から指示のあった日から「120日以内に」事実記録の草案を提出するとされ、また、締約国が草案にコメントできる期間も45日から「30日」に短縮されている。こうした時間的制約により、手続の不用意な停止が防止される。

NAAECでは事実記録の发出までで手続は終了するが、USMCAでは、新たに2つの条文が追加されている。第24.28条7項によれば、事実記録の发出後、環境委員会⁸⁵⁾は、事実記録を検討(consider)しなければならず、また同条8項は、締約国による理事会及び環境委員会への情報提供を求める。このように、事実記録の发出を端緒とした、環境委員会における熟慮義務の設定と、締約国に対する説明責任の賦課がUSMCAの特徴である。

USMCA環境章に関する米国の国内実施体制の強化はII-2のとおりであるが、省庁間環境委員会は、事実記録发出後に、当該報告書をレビューし、環境章上の義務の不履行が存在すると判断する場合には、執行行動(enforcement action)⁸⁶⁾を要請できる。また逆に、義務不履行が認められないと判断する場合であっても、同委員会は、議会の適切な委員会に対し、当該判断を説明する書面を提出しな

ければならない⁸⁷⁾。

2023年8月15日現在、公衆申立は10件が審議されており、NAAECの頃からの終了案件も含めると申立の累計は111件となっている。内訳は、米国に対する申立が16件、加に対しては35件、墨は62件である⁸⁸⁾。その内、事実記録が发出されたのは26件であり、米国に関するものが2件、加は8件、墨は16件である⁸⁹⁾。

2023年10月現在において、米国に対する申立は1件である。当該申立では、絶滅危惧種の大西洋セメクジラが船舶への衝突や漁業用の網によって死亡している状況に対し、米国による船舶速度の規制や漁業に関する規則の執行が不十分として問題視されている⁹⁰⁾。2022年6月、この申立は、事実記録の作成に値すると判断されている。

さらに、米国でワカモレが食べられなくなる、と物議を醸した墨ミチョワカン州のアボガド生産が森林生態系と水質に与える影響についての案件のほか⁹¹⁾、墨政府のキンターナ・ロー州の鳴り物入りのインフラ事業であるマヤ鉄道事業の環境影響評価が不十分との申立についても検討が進んでいる⁹²⁾。

IV-3-3. 国家間紛争解決手続

米国の環境条項には、国家間紛争解決手続も適用される。USMCA環境章では、当事国間協議、上級代表者協議、及び閣僚級協議といった複数の協議を規定しており、それらの協議を経

85) USMCA 第24.26条。

86) 執行行動の下で、省庁間環境委員会は、通商代表に対し、USMCA 第24.29条（環境に関する協議）並びに第31.4条及び第31.6条における紛争解決章の下での協議を実施するよう要請することができ（USMCA 実施法第814条（A））、また、連邦機関の長に対し、USMCA 実施法第815条が規定する分野の監視又は執行行動を開始するよう要請することができる（同法第814条（B））。USMCA 実施法第815条は、連邦行政機関の長に対し、米国内法令に基づく適切な監視又は執行行動を実施する権限を与えており、その分野には、海洋哺乳類保護、漁業資源管理、IUU 漁業の防止、絶滅危惧種の取引防止、野鳥の保護等が含まれる。

87) USMCA 実施法第813条（b）。

88) 米・加双方に申立が行われた事案が2件ある。

89) CEC, Registry of Submissions,

<<http://www.cec.org/submissions-on-enforcement/registry-of-submissions/>>.

90) *North Atlantic right whale*, SEM-21-003 (October 4, 2021).

91) *Avocado Production in Michoacán*, SEM-23-0002 (February 2, 2023).

92) *Tren Maya*, SEM-22-002 (July 21, 2022).

ても紛争が解決しない場合、紛争解決章のパネル設置を要請できる⁹³⁾。

2022年2月、USTRは、墨に対し、USMCA環境章の下で初めてとなる国家間協議を要請した⁹⁴⁾。協議では、絶滅の危機に瀕する「ヴァキータ（コガシラネズミイルカ）」と、密漁及び違法取引が危惧される「トトアバ」に関して問題視されている。トトアバは、墨のカルフォルニア湾に生息し、個体数が極めて減少している高級魚であり、その浮袋は、一部の国で珍味又は漢方として高額で取引されている。米国によれば、トトアバを捕獲するための刺し網によって、コガシラネズミイルカが混獲され、個体数減少の大きな要因となっており、こうした事態の改善に向けて、墨政府と共に対処していくという。

また、この事案は、同時に、事実記録の申立も行われており⁹⁵⁾、さらに、2023年3月27日、ワシントン条約事務局は、墨政府が、ヴァキータとトトアバの保護に関する履行計画を適切に策定しなかったとして、締約国に対し、ワシントン条約に登録されている種の商業取引を停止する勧告を発出するといった動きがあった⁹⁶⁾。2023年4月に、ワシントン条約の下での制裁措置は撤回されたが⁹⁷⁾、本事例は、環境条約と通商条約の複層的なフォーラムやその手続を通じて条約上の義務の履行確保が試みられている一例といえる。なお、USMCAの紛争解決手続より正確には、その前段階である環境章上の協議は、2023年10月現在も進行中であり、今後の動向が注目される。

IV-4. 小括

環境に関しては、米・墨・加で、NAAECに基づく約30年の協力実績があり、締約国政府の間のみならず、環境団体、企業、個人の間で

も環境章の履行確保に関する一定の理解が広がっている。環境法令の執行の責任は、第一義的には国家にあるが、市民や環境団体の関与を得て、常設事務局が中立的な立場で事実確認を行うことにより、地域単位でUSMCA環境章の履行を確保するという理念が広くコンセンサスを得ているものと考えられる。この点、労働のRRLMと同様、非国家主体の関与が重要な役割を果たしている点が特筆される。

特に、バイデン政権になり、USTRが、環境章の着実な履行に関心を示し続けていることも強力な後ろ盾となっている。米国については、USMCA実施法に基づき、環境関連の執行状況について、USTRが米議会に対し報告義務を有し⁹⁸⁾、制度的にも履行を確保する手段が整備されている。

NAFTAの実績をみれば、NAAEC第五部「協議及び紛争解決」は、これまで活用されおらず、事実記録の発出や、協力活動を通じて環境条項の履行確保が図られてきた。USMCAでは、NAAECでの経験をもとに、手続を更に実効的にするための改正が施されている。環境章上の義務の履行に関する問題が提起された際、すぐに紛争解決手続に持ち込むのではなく、段階ごとの手続を重視し、当事国間の協力を軸に問題を解決する手法が機能することが、これまでの米国の環境条項の実践において、ある程度証明されてきている。さらに、申立の全てが、事実記録の作成に至るわけではなく、申立の提出段階で、事態の改善に繋がる事案があることも強調されてよい。CEC事務局へのヒアリングによれば、例えば、水道橋による水の移転が環境に悪影響を及ぼすと申し立てられたモンテレイ用水路の事例⁹⁹⁾、先に紹介したスミデロ峡谷Ⅱの事例、及び液化天然ガスターミナルの建

93) USMCA 第24.29条-第24.32条。

94) USTR (2022)。

95) *Vaquita Porpoise*, SEM-21-0002 (August 11, 2021)。

96) CITES (2023a)。

97) CITES (2023b)。

98) USMCA 実施法第816条。

設によって海鳥の生態系に悪影響を及ぼすと申し立てられたコロラド島の事例¹⁰⁰⁾では、申立の提起のみで、状況に変化が生じたという。

CECの活動は、環境教育といった啓発活動にも広がっている。環境分野の成果を客観的な

指標によって定量的に示すことは困難であるが、締約国の環境章上の問題が、中立的なCECの手続を通じて、地域の問題として取り上げられることで、環境章の義務の履行に肯定的な影響を及ぼしていると考えられる。

V. USMCA 以降の米国の試み

最後に、USMCAの実践が、他の枠組みに及ぼす影響を検証する。USMCAは、NAFTAによって既にほとんどの品目で関税がゼロに引き下げられ、また強固な貿易・投資関係が構築されている地続きの3カ国で構成されているのに対し、バイデン政権が主導する「新しい」交渉は、そういった前提条件のない参加国との間で議論が進められている。このような状況のなか、USMCAに沿った履行確保手続がどこまで盛り込まれるのかが注目される。

V-1. IPEF

2022年5月23日、バイデン大統領は13カ国（米国、日本、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）とIPEFの立ち上げを発表し、将来の交渉に向けた議論を開始した。2022年5月30日には、フィジーの参加が発表された。

2023年9月8-9日、タイ米通商代表及びジーナ・レモンド米商務長官の共催でIPEF閣僚級会合（於：ロサンゼルス）が開催され、（1）柱1（貿易）、（2）柱2（サプライチェーン）、（3）柱3（クリーン経済）、（4）柱4（公正な経済）の4分野に関して議論を行った上で、閣僚声明が発出された¹⁰¹⁾。労働と環境について

は、柱1（貿易）に独立の項目がある。いずれもメンバー間の協力に言及するが、労働では、「企業の説明責任」（corporate accountability）、環境では、「責任あるビジネス行動」（responsible business conduct）という形で、企業のビジネス活動に言及がある。なお、柱2でも「労働者の役割の強化」に1段落が割かれ、環境についても、サプライチェーンにおける透明性の向上の段落で言及がある。労働は、柱3、柱4でも言及があり、環境は柱3で言及がある。労働と環境への配慮が分野横断的に散りばめられている点が注目に値する。

2023年4月20日、タイ米通商代表は東京都内で記者会見を行い、IPEF交渉について、「貿易は、共通の善と公正で健全な協力を促進すべきである」とし、労働・環境の分野でハイスタンダードを確立すべく、年内に野心的な交渉スケジュールを進めたいとの意欲を示した¹⁰²⁾。さらに、4月25日、タイ米通商代表は、オンライン会見で、IPEF参加国の発展段階が異なるなかIPEF交渉で包摂性をいかに確保するか、とのベトナム人記者からの質問に対し、「一般的な貿易交渉では、交渉が終わった後に、相手がどのように実施できるか、能力開発や技術支援が必要か考えるが、IPEFでは、交渉の最中に取り上げている。交渉内容が実践できるこ

99) *Monterrey VI Aqueduct*, SEM-16-002, July 11, 2016.

100) *Coronado Islands*, SEM-05-0002, May 3, 2005.

101) 外務省（2022）。

102) 日本貿易振興機構（2023b）; USTR（2023i）。

とを保証することが重要である」と述べた¹⁰³⁾。履行確保の可能性を交渉段階から検討する点で、通常のFTAにおける「発効から履行」の流れに挑戦する興味深い試みである。

2023年4月、USTRが発表した貿易の柱がウェブページに掲載されたが、RRLMに準じた執行メカニズムに言及はないものの、「企業が現地の労働法に違反した場合、企業の説明責任を奨励する」との提案が含まれている¹⁰⁴⁾。

環境については、参加の機会のためのプロセスを確立し、環境章の実施を監督する環境委員会の設置と、協議を支援するメカニズムを提案している点が注目される。

2023年5月27日、米商務省はIPEFの「サプライチェーン協定」を実質妥結したと発表した¹⁰⁵⁾。2023年9月7日、協定のテキストが米商務省ウェブページで公開され、三者（政府、使用者、労働者）による「IPEF労働者の権利に関する諮問委員会」（IPEF Labor Rights Advisory Board）が含まれ、（1）労働者の権利に関する懸念がIPEFパートナーのサプライチェーンの強靱化や競争力にリスクをもたらす分野の特定を支援すること、（2）労働の権利との不一致（inconsistencies）があるという個別施設に対する申立に対処するため、パートナーと協力するメカニズムを創設することを含んでおり、今後、発効に向けた作業が進んでいくこととなる。同諮問委員会が、USMCAのRRLMに近いメカニズムとなるのかは現段階では不透明であるが、USMCAの制度を元に進めるというバイデン政権の強い意向が見て取れる。

V-2. APEP

2022年6月8日、バイデン大統領は、ロサ

ンゼルスで開催された第9回米州首脳会議で、APEP構想を発表した¹⁰⁶⁾。この際、バイデン大統領は、「我々は共に、貿易が持続可能で責任のあるものとし、より強靱で安全で持続可能なサプライチェーン構築に投資しなくてはならない。」と述べている。発表時点で参加国は公表されず、また、同日ホワイトハウスが発表した交渉分野に関するファクトシートも、（1）経済に関する地域機関の再活性化と投資の動員、（2）より強靱なサプライチェーン構築、（3）公共投資の改善、（4）クリーンエネルギーに関する雇用創出、脱炭素化と生物多様性の促進、（5）持続可能で包摂的な貿易の実現、を掲げるのみであり、抽象度の高いものであった¹⁰⁷⁾。

2023年1月27日、アントニー・ブリンケン米國務長官とタイ米通商代表は、APEPに参加表明した11カ国（バルバドス、加、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、墨、パナマ、ペルー、ウルグアイ）の貿易大臣とのオンライン閣僚会議を主催し、APEPの発足を宣言した。IPEFはタイ米通商代表とレモンド商務長官が主導しているが、APEPについては、タイ米通商代表とブリンケン米國務長官とが主導している。米国は、USMCAのほかに、西半球の国々との間では、CAFTA-DRや二国間FTA（パナマ、チリ、ペルー、コロンビア）を有しており、ウルグアイ以外の国とは既にFTAを有している。この点、既存のFTAによって対象とされる国の範囲が狭いIPEFと異なっている。ホワイトハウスが2023年1月27日に発表したファクトシートでは、気候危機への取組みの重要性和強靱性の分野で、労働者と環境の保護、繁栄共有の分野で労働基準に言及されている¹⁰⁸⁾。USMCA

103) USTR (2023m).

104) USTR (2023n).

105) U.S. Department of Commerce (2023).

106) White House (2022a).

107) White House (2022b).

108) White House (2023b).

の労働・環境ルールにどこまで近いルールが確立されるのか、今後の交渉が注目される。

VI. 結論

USMCA の労働・環境分野の履行確保状況を検証すると、労働は、RRLM の案件が 14 件、環境は、公衆申立の案件が 10 件積み上がっており（いずれも 2023 年 8 月 31 日現在で継続中の案件も含む）、個別事案への具体的な対処を通じ、履行確保が図られてきていることが分かる。これは、従来の FTA における労働・環境章の履行確保が、FTA 発効後の締約国の対話や、委員会を通じた国内法の履行状況等に関する意見交換といった一般的な協力活動を中心としているのとは大きく異なる。

USMCA 労働章及び環境章は、紛争解決手続の適用による経済的措置の発動を排除していないが、これまでの実践からみると、締約国が必ずしも敵対的アプローチを選好しているわけではなく、労働組合や市民団体の関与を伴う協力アプローチの方が多く活用されてきていることが分かる。こうした協力アプローチの活用は、経済発展の度合いが異なる多様な国々の参加が想定される FTA や、他の枠組みにおける履行確保手続の制度設計に一定の示唆を有する。また、各事案では非常に具体的な違反内容が公開されており、企業行動等に影響を及ぼすことが考えられる。

USMCA の発効後の動きは、持続可能で強靱なサプライチェーンの構築にあたって、労働と環境に関するルールの遵守を達成していくことの重要性からも注目されている。また、企業の説明責任の観点からも、労働者の権利や環境の保護が、消費者や投資家の判断材料にもなっている点で、企業側にも協力のインセンティブは

ある。特に、RRLM に関し、特惠関税の停止や罰金、当該施設からの製品の輸入停止といった救済が講じられた事案はまだないが、米国が墨に事案を提起した段階で、清算が停止されるため、企業は、レピュテーション・リスクを警戒するとともに、救済措置に合意しない場合、強制手段が最終的に発動されることを強く意識することになる。2023 年 4 月 27 日、ジェイク・サリバン米国家安全保障担当大統領補佐官は、「今日の貿易政策は関税削減以上であり、経済戦略に完全に統合される必要がある」と述べ、RRLM が「墨の労働者と米国の競争力にとって互恵的」と述べた¹⁰⁹⁾。さらに、2023 年 6 月 15 日、タイ米通商代表は、効率と低コストを追求した結果、サプライチェーンが脆弱で高いリスクを抱えるようになったとして、サプライチェーンと労働や環境に関するルールも含めた競争政策を包括的に扱い、「人と地球」のための貿易政策が必要であると強調した¹¹⁰⁾。タイ米通商代表は、また、RRLM により、新しい団体協約、大幅な賃上げ、安全な労働条件、未払給与の支払い等、墨の労働者と独立組合の真の変化と成功を目の当たりにしているとも強調している。

NAFTA から USMCA に及ぶ協定の実施により、米国は、労働と環境に関する FTA の流行を主導してきた。FTA 交渉で、先進国の労働・環境の保護水準の維持を要求する際、途上国からは、真の目的は先進国の国内産業保護である、途上国の労働・環境に係るコストを上昇させ、比較優位を失わせるとの懸念が示されて

109) ブルッキングス研究所でのサリバン補佐官のスピーチ（White House (2023c)）。

110) USTR (2023o)。

きた。さらに、国内法制の整備や執行に関する行政能力に不足があり、能力構築支援がない限り対応が困難である、また国家主権の侵害が発生するとの懸念も聞かれる。これらの懸念にも対応しながら、現在までに、多くのFTAに、労働・環境に関する独立章が設けられ、委員会による審査や協力等が実施されてきた。

USMCAでは、NAFTAの約30年の経験を踏まえ、労働に関しては履行確保手続が大幅に強化され、環境については手続に改良が加えられた。また、発効から約3年で、両分野ともに、多くの事例が積み上がっている。労働の分野では、墨の労働改革の着実な実施を目指す、個別のRRLMの事案への対処が、労働法制の改

革を加速する役割を果たしている。本来、国内手続によって担保される労働・環境分野に関する個別具体的な事案への対処が、FTAの履行義務として取り上げられることで、広く波及効果をもたらすことも期待されている。このように条約に履行確保手続を設け、国内問題を国際レベルで議論する取組みは、国家にとって人的・財政的コストのかかる仕組みであり、さらに国内管轄事項との関係でセンシティブな論点を孕む可能性もある。既にNAFTAによる長い協力関係を前提として実施されているUSMCAの取組みが、今後どれくらい国際的な支持を得られるのか注目されるところである。

参 考 文 献

(邦語文献)

藤木剛康 (2017) 『ポスト冷戦期アメリカの通商政策—自由貿易論と公正貿易論をめぐる対立』 ミネルヴァ書房

金属鉱物資源機構 (2006) 「グローボ・メヒコ社のストライキ終結とその影響」
<<https://mric.jogmec.go.jp/reports/current/20061005/778/>>

中川淳司 (1997) 「貿易・投資の自由化と環境保護—北米自由貿易協定と北米環境協力協定—」 『社会科学研究』, 第48巻6号, pp. 1-58

外務省 (2022) 「山田外務副大臣のインド太平洋経済枠組み (IPEF) 閣僚級会合への出席 (結果)」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000922.html>

柿原智弘 (2021) 「日系企業の集積の特徴：メキシコのケース」<<https://www.seijo.ac.jp/research/economics/publications/research-report/jtmo420000000mul-att/a1617764723055.pdf>>

世界経済フォーラム (2020) 「ステークホルダー資本主義の進捗の測定～持続可能な価値、創

造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」<https://www3.weforum.org/docs/WEF_IBC_Measuring_Stakeholder_Capitalism_Report_2020_Japanese.pdf>

日本貿易振興機構 (2017) 「トランプ政権、NAFTA再交渉の意向を議会に通知」
<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/805cec6014cf1368.html>>

日本貿易振興機構 (2019) 「USMCA修正議定書が公開、米上院採決は越年の可能性も」
<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/068b8492e9182428.html>>

日本貿易振興機構 (2023a) 「GMシラオ工場の賃金改定が10%で合意、初の2桁引き上げ (メキシコ)」<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/9f4b3257ee876400.html>>

日本貿易振興機構 (2023b) 「米USTRのタイ代表、IPEFで高水準の合意を2023年内に目指すと表明」<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/04/f3d912d34d09e881.html>>

森秀勲 (2019) 「USMCA (新NAFTA) の注目点～米国と各国との間の貿易交渉を検証する一材料として～」<<https://www.sangiin>

go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201917802.pdf>

(英語文献)

- Commission on Environmental Cooperation (2012), “Guidelines for Submissions on Enforcement Matters: under Articles 14 and 15 of the North American Agreement on Environmental Cooperation,” 11 July 2012 <<http://www.cec.org/publications/guidelines-for-submissions-on-enforcement-matters-under-articles-14-and-15-of-the-north-american-agreement-on-environmental-cooperation/>>
- Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora [CITES] (2023a), “Notification to the Parties: Compliance action plan of Mexico on Totoaba (Totoaba macdonaldi)”, No. 2023/037, 27 March 2023. <<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-037.pdf>>
- CITES (2023b), “Notification to the Parties: Withdrawal of a recommendation to suspend trade: Compliance action plan of Mexico on Totoaba (Totoaba macdonaldi),” No. 2023/046, 13 April 2023. <<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-046.pdf#:~:text=On%2027%20March%202023%2C%20the%20Secretariat%20issued%20Notification,at%20its%2075th%20meeting%20%28SC75%2C%20Panama%20City%2C%202022%29.>>>
- Congressional Research Service[CRS] (2022), “Environmental Provisions in Free Trade Agreements (FTAs),” IN FOCUS, 13 January, <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF10166>>
- Government of Canada (2023), “Negotiating and implementing international trade-related labour agreements,” <<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/services/labour-relations/international/agreements.html>>
- Inside US Trade (2023), “USTR’s White: USMCA proving ‘infectious’ as U.S. pushes for higher labor standards”, May 19, 2023, <<https://insidetrade.com/daily-news/ustr-s-white-usmca-proving-infectious-us-pushes-higher-labor-standards>>
- Álvarez Medina, María de Lourdes (2021), “Impact of the United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA) Rules of Origin On the Automotive Sector in Mexico”, <<https://www.scielo.org.mx/pdf/namerica/v16n2/2448-7228-namerica-16-02-403.pdf>>
- Reuters (2019), “USMCA labor verifications will be done by independent panelists,” <<https://www.reuters.com/article/us-usa-trade-usmca-ustr-idUSKBN1YK1XE>>
- TLC asociados (2019), “Mexico Rejects U.S. Labor Inspections on the USMCA” <<https://www.tlcasociados.com.mx/ri/9-mexico-rechaza-inspecciones-laborales-de-eua-en-tmec-mexico-rejects-u-s-labor-inspections-on-the-usmca/>>
- U.S. Chamber of Commerce (2022), “USMCA to Address Fifth Rapid Response Labor Case in Mexico,” <<https://www.uschamber.com/employment-law/unions/usmca-to-address-fifth-rapid-response-labor-case-in-mexico>>
- U.S. Department of Commerce (2023), “Substantial Conclusion of Negotiations on Landmark IPEF Supply Chain Agreement,” <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2023/05/substantial-conclusion-negotiations-landmark-ipef-supply-chain>>
- U.S. Request for Review (2023) - June 12, 2023 <<https://ustr.gov/sites/default/files/INISA%20USMCA%20RRM%20Request%20>

- for%20Review.pdf>
- United States Trade Representative [USTR] (2022), “USTR Announces USMCA Environment Consultations with Mexico,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/february/ustr-announces-usmca-environment-consultations-mexico>>
- USTR (2023a), “2023 Trade Policy Agenda and 2022 Annual Report,” <[https://ustr.gov/sites/default/files/2023-02/2023%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202022%20Annual%20Report%20FINAL%20\(1\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2023-02/2023%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202022%20Annual%20Report%20FINAL%20(1).pdf)>
- USTR (2023b), “United States and Mexico Announce Plan to Remediate Denials of Rights at Manufacturas VU Facility,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/march/united-states-and-mexico-announce-plan-remediate-denials-rights-manufacturas-vu-facility>>
- USTR (2023c), “United States Seeks Mexico’s Review of Labor Rights Concerns at Grupo Yazaki Auto Components Factory,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/august/united-states-seeks-mexicos-review-labor-rights-concerns-grupo-yazaki-auto-components-factory>>
- USTR (2023d), “United States Requests First Ever USMCA Rapid Response Labor Mechanism Panel at Grupo Mexico Mine,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/august/united-states-requests-first-ever-usmca-rapid-response-labor-mechanism-panel-grupo-mexico-mine>>
- USTR (2023e), “United States Seeks Mexico’s Review of Alleged Denial of Workers’ Rights at Mexican Garment Facility,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/june/united-states-seeks-mexicos-review-alleged-denial-workers-rights-mexican-garment-facility>>
- USTR (2023f), “United States and Mexico Announce Plan to Remediate Denials of Rights at Mexican Garment Facility,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/august/united-states-and-mexico-announce-plan-remediate-denials-rights-mexican-garment-facility>>
- USTR (2023g), “United States Seeks Mexico’s Review of Alleged Denial of Workers’ Rights at Draxton Facility,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/may/united-states-seeks-mexicos-review-alleged-denial-workers-rights-draxton-facility>>
- USTR (2023h), “United States and Mexico Announce Plan to Remediate Denials of Rights at Draxton Facility,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/july/united-states-and-mexico-announce-plan-remediate-denials-rights-draxton-facility>>
- USTR (2023i), “United States Seeks Mexico’s Review of Alleged Denial of Workers’ Rights at Goodyear SLP,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/may/united-states-seeks-mexicos-review-alleged-denial-workers-rights-goodyear-slp>>
- USTR (2023j), “United States and Mexico Announce Plan to Remediate Denials of Rights at Goodyear SLP Facility,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/july/united-states-and-mexico-announce-plan-remediate-denials-rights-goodyear-slp-facility>>
- USTR (2023k), “United States Announces

- Successful Resolution of a Rapid Response Mechanism Petition Regarding a Unique Fabricating Facility in Mexico,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/april/united-states-announces-successful-resolution-rapid-response-mechanism-petition-regarding-unique>>
- USTR (2023l), “Remarks by Ambassador Katherine Tai at the Foreign Correspondents’ Club of Japan,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/speeches-and-remarks/2023/april/remarks-ambassador-katherine-tai-foreign-correspondents-club-japan>>
- USTR (2023m), “Transcript: Digital Press Briefing with Ambassador Katherine Tai, United States Trade Representative,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/april/transcript-digital-press-briefing-ambassador-katherine-tai-united-states-trade-representative>>
- USTR (2023n), “Trade Pillar,” <<https://ustr.gov/sites/default/files/2023-04/IPEF%20Pillar%201%20text%20summaries%20USTR%20April%202023.pdf>>
- USTR (2023o), “Ambassador Katherine Tai’s Remarks at the National Press Club on Supply Chain Resilience,” <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/speeches-and-remarks/2023/june/ambassador-katherine-tai-remarks-national-press-club-supply-chain-resilience>>
- U.S. Department of Commerce (2023), “Substantial Conclusion of Negotiations on Landmark IPEF Supply Chain Agreement,” <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2023/05/substantial-conclusion-negotiations-landmark-ipef-supply-chain>>
- White House (2022a). “Remarks by President Biden at the Inaugural Ceremony of the Ninth Summit of the Americas,” <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2022/06/08/remarks-by-president-biden-at-the-inaugural-ceremony-of-the-ninth-summit-of-the-americas/>>
- White House (2022b), “FACT SHEET: President Biden Announces the Americas Partnership for Economic Prosperity,” <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/06/08/fact-sheet-president-biden-announces-the-americas-partnership-for-economic-prosperity/>>
- White House (2023a), “Remarks by President Biden on his Vision for the Economy,” <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2023/04/20/remarks-by-president-biden-on-his-vision-for-the-economy/>>
- White House (2023b), “FACT SHEET: Biden-Harris Administration Advances Americas Partnership for Economic Prosperity,” <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/01/27/fact-sheet-biden-harris-administration-advances-americas-partnership-for-economic-prosperity/>>
- White House (2023c), “Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan on Renewing American Economic Leadership at the Brookings Institution,” <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2023/04/27/remarks-by-national-security-advisor-jake-sullivan-on-renewing-american-economic-leadership-at-the-brookings-institution/>>

(西語文献)

- Excelsior (Mexico) (2023), “Sindicato de GM en Silao acuerda alza salarial del 10% en 2023,” <<https://www.msn.com/es-mx/dinero/noticias/sindicato-de-gm-en-silao>>

自由貿易協定における履行確保手続の発展—米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の労働・環境を題材として—

acuerda-alza-salarial-del-10-en-2023/ar-AA18zPyg>
Gobierno de México (2023), “México recibe a las autoridades comerciales de Estados Unidos y Canadá para celebrar la Comisión de Libre Comercio del T-MEC,” <<https://www.gob.mx/se/prensa/mexico-recibe-a-las-autoridades-comerciales-de-estados-unidos-y-canada-para-celebrar-la-comision-de-libre-comercio-del-t-mec>>

補論

本稿脱稿後、RRLMについて以下の進展があった。USTRは、2023年10月4日に矢崎グループ社の事例、及び2023年10月30日にマス・エア社の事例が、成功裏に解決したと発表した。また、新たに、(1)中国（寧波）資本の自動車部品会社アジアウェイ・オートモーティブ・コンポーネンツ社（墨サン・ルイス・ポトシ州）、(2)米国キャタピラー子会社テクノロヒア・モディフィカダ社（墨タマウリパス州）、(3)トルコ資本のテクラス自動車工場（墨アグアスカリエンテス州）、(4)スウェーデン資本の自動車部品会社オートリブ社（墨ケレタロ州）、(5)日本資本の自動車部品会社フジクラ・オートモーティブ・メキシコ社（墨コアウイラ州）に対する手続が開始された。これにより、

2023年12月15日現在、RRLMの運用実績の合計は19件、継続案件は上記新規案件5件とグルーポ・メヒコ社の計6件となった。新規案件では、これまでの米日欧資本企業に加え、中国とトルコの企業に対する手続が開始された点が注目される。さらに、2023年10月10日、米国労働省は、VU社の案件において、企業がRRLMを通じ策定された行動計画の履行よりも、当該工場を閉鎖するという遺憾な決定（the regrettable decision）をしたと発表した。RRLMにより策定された結社の自由と団体交渉権の尊重のための改善策を遵守するのではなく、工場を閉鎖してしまうような事案が今後も続くのかが注目される。